

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

- 有害図書類の指定 (男女参画青少年課 四一三)
- 林業用種苗生産事業者の変更届出 (林 政 課 四一三)
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課 四一四)
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知 (同 ) 四一四
- 道路の供用開始 (道路維持課 四一六)

### 公 示

- 土地改良事業の施行同意 (農地計画課 四一七)
- 基本測量の実施 (用 地 課 四一七)
- 公共測量の実施 (同 ) 四一七
- 公共測量の終了 (同 ) 四一八
- 平成二十二年度における地籍調査に関する事業計画 (都 市 政 策 課 四一八)

ページ

## 告 示

### 岐阜県告示第三百四十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 1 指定図書類

| 種 類 | 図 書 類 の 題 名 | 月 日 号 等    | 発 行 所 、 制 作 者 名 |
|-----|-------------|------------|-----------------|
| 雑 誌 | チャンプロード     | 2010. 7 月号 | 秘 倉 田 版 社       |

#### 2 指定年月日

平成 22 年 6 月 11 日

#### 3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

### 岐阜県告示第三百四十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から変更があった旨の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

第 二 千 百 五 十 五 号  
平 成 二 十 二 年 六 月 十 一 日

( 金 曜 日 )

岐阜県知事 古 田 肇

| 登録番号 | 変 更 し た 事 項                                      |  | 変 更 年 月 日 |
|------|--|--|-----------|
|      | (変更前)<br>生産事業者及び事業所の名称<br>(変更前)<br>生産事業者及び事業所の住所 | (変更後)<br>生産事業者及び事業所の名称<br>(変更後)<br>生産事業者及び事業所の住所 |           |
| 五九   | 河合村森林組合<br>吉城郡河合村大字角川二二三一                        | 飛騨市河合町角川三二四番地                                    | 平成十七年十月三日 |
| 二八五  | 清見村森林組合<br>高山市清見町三日町四四五                          | 飛騨高山森林組合<br>高山市清見町三日町一八七番地一                      | 平成十七年六月一日 |
|      | 馬瀬村森林組合<br>益田郡馬瀬村名丸四三二番地                         | 南ひだ森林組合<br>下呂市乗政二五番地の一                           |           |
| 七一六  | 白鳥町森林組合<br>郡上郡白鳥町白鳥一三一                           | 郡上森林組合<br>郡上市八幡町稲成五二五番地七                         | 平成十六年七月一日 |
| 一〇一七 | 上矢作町森林組合<br>(生産事業者及び事業所の住所については変更なし)             | 恵南森林組合<br>(生産事業者及び事業所の住所については変更なし)               | 平成十一年一月四日 |
| 一三四四 | 根尾村森林組合<br>本巣郡根尾村樽見新行堂八五                         | もとす郡森林組合<br>本巣市根尾樽見字新行堂八五番地の一                    | 平成十二年一月四日 |
|      | 一四六六   |  |           |

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市久野川字若栃一七九〇、馬瀬黒石字浅ヶ洞一三四の一、一三四の二、一四一、一四二、一四四、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七、一四六の三・一四六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、馬瀬惣島字屋せ尾五九五の一五、字屋すべ六一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山県市柿野字西洞山一八九八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市萩原町山之口字南ヶ俣三〇七二の一、三〇七二の二、萩原町桜洞字登り尾一七三七の一・九、字水洞一七三九の四一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小川字小沢七八三の一、七八三の九七、七八三の九八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小川字笹平七六四の一、御厩野字中尾二九三二の二、二九三二の二九、二九三二の三六、二九三二の三七、二九三二の四二、二九三二の四五から二九三二の五二まで、二九三二の五七から二九三二の五九まで、二九三二の六三、馬瀬中切字坂ヶ洞二〇六〇の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道          | 道の種類        | 路線名                                       | 区間     | 延長<br>(メートル) | 供用開始<br>の期日 | 備<br>考<br>(決<br>定<br>日<br>の<br>告<br>白<br>は<br>の<br>考<br>) |
|-------------|-------------|---|--------|--------------|-------------|---|
| 江<br>南<br>線 | 路<br>線<br>名 | 関市倉知字会所前八二二番地先から<br>同市同 字片町八八六番の<br>二地先まで | 区<br>間 | 三〇〇          | 平成<br>三・六・二 | 平成<br>一九・八・四  |

岐阜県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道                    | 道の種類        | 路線名   | 区間     | 延長<br>(メートル) | 供用開始<br>の期日 | 備<br>考<br>(決<br>定<br>日<br>の<br>告<br>白<br>は<br>の<br>考<br>) |
|-----------------------|-------------|---|--------|--------------|-------------|---|
| 小<br>下<br>呂<br>坂<br>線 | 路<br>線<br>名 | 下呂市萩原町四美字坂ノ下<br>洞三三六〇番一地从先から<br>同 市同 町同 字同<br>三三六二番一地从先まで | 区<br>間 | 六・八          | 平成<br>三・六・二 | 平成<br>二・九・二   |

公 示

○土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |          |          |
|-------|----------|----------|
| 施行者名  | 施行に係る地区名 | 同意年月日    |
| 飛 驒 市 | 三ヶ区2号地区  | 平成二二・六・二 |

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類  
基本測量（ジオイド測量）
- 三 作業期間  
平成二十二年六月十四日から  
同 年七月十六日まで
- 四 作業地域  
美濃市、郡上市、下呂市及び不破郡関ヶ原町

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本巢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
本巢市
- 二 作業種類  
公共測量（道路台帳更新）
- 三 作業期間  
平成二十二年四月三十日から  
同 二十三年三月二十四日まで
- 四 作業地域  
本巢市全域

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
東海防衛支局
- 二 作業種類  
公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
- 三 作業期間

平成二十二年五月二十六日から  
同 年七月三十日まで  
四 作業地域  
各務原市三井町四丁目地内

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
- 二 作業種類  
公共測量（平成二十一年度長良川揖斐川境界測量）
- 三 作業期間  
平成二十一年十二月十五日から  
同 二十二年三月二十三日まで
- 四 作業地域  
岐阜市、瑞穂市、本巣市、安八郡安八町及び揖斐郡揖斐川町（長良川（本川）右岸堤河川距離標四十五・八キロポストから五十六・二キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標四十五・八キロポストから五十六・二キロポスト地域）、（長良川（伊自良川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域）、（揖斐川（本川）右岸堤河川距離標四十四・二キロポストから六十一・〇キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標四十二・八キロポストから六十一・〇キロポスト地域）、（揖斐川（根尾川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから十二・〇キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから十二・〇キロポスト地域） 地内

○平成二十二年における地籍調査に関する事業計画  
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十二年における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 調査を行う者の名称 | 調査地域   | 調査期間                            |
|-----------|--|---------------------------------|
| 岐阜市       | 岐阜市鹿島町、鍵屋中町、鍵屋西町、寿町、光明町、五反田町、早苗町、徹明町、吹上町、都通、大字本荘、島田東町、島田中町、如月町、錦町、羽衣町、此花町、葭町、敷島町、雨踊町及び長住町の一部 | 地籍調査費負担金の交付決定日から<br>平成二三・三・三一まで |
| 大垣市       | 大垣市上石津町牧田の一部   | 同                               |
| 高山市       | 高山市丹生川町折敷地、清見町三日町、清見町牧ヶ洞、久々野町柳島、久々野町山梨、国府町養輪及び上宝町蔵柱の一部                                       | 同                               |
| 多治見市      | 多治見市笠原町字三ツ菱、笠原町字元竈、笠原町字御茶屋、笠原町字清水口、笠原町字砂崎、笠原町字臺之田及び笠原町字雄田の一部                                 | 同                               |
| 関市        | 関市上之保の一部   | 同                               |
| 中津川市      | 中津川市中津川、坂下、加子母、付知町及び下野の一部  | 同                               |
| 瑞浪市       | 瑞浪市日吉町、釜戸町、稲津町大字小里、大湫町、土岐町、陶町大字大川及び陶町大字水上の一部   | 同                               |
| 羽島市       | 羽島市上中町長間及び上中町中の一部  | 同                               |
| 恵那市       | 恵那市大井町、三郷町野井、三郷町棕実、武並町藤、笠置町河合、飯地町、岩村町飯羽間、山岡町原、山岡町田代、明智町吉良見、明智町大田、                            | 同                               |



平成二十二年六月十一日発行

発行者

岐阜県  
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ111

ブイ・アール・テクノセンター